証券コード：7688
2021年６月９日

株 主 各 位

東京都新宿区河田町３番10号
ミ ア ヘ ル サ 株 式 会 社
代表取締役社長　青　木　　勇

第37期定時株主総会招集ご通知

拝啓　時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
　さて、当社第37期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
　なお、新型コロナウイルス感染防止のため、株主の皆様には可能な限り来場をお控えいただき、書面またはインターネットにより議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
　書面またはインターネットにより議決権を行使いただく場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年６月24日（木曜日）午後６時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　時　2021年６月25日（金曜日）　午前10時
２．場　所　東京都新宿区市谷八幡町８番地　ＴＫＰ市ヶ谷ビル
　　ＴＫＰ市ヶ谷カンファレンスセンター９階「バンケットホール９Ａ」
　　（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
３．会議の目的事項
（報告事項）
　１．第37期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　２．第37期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）計算書類報告の件
（決議事項）
　第１号議案　剰余金の処分の件
　第２号議案　株式移転計画承認の件
　第３号議案　定款一部変更の件
　第４号議案　取締役８名選任の件

以上

◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付に、ご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎　本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「会計監査人に関する事項」、「会社の体制および方針」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

◎　株主総会参考書類並びに、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたします。

当社ウェブサイト（https://www.merhalsa.jp/ir/meeting/）

（添 付 書 類）

事　業　報　告

（2020年 4 月 1 日から
2021年 3 月31日まで）

1．企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過および成果

当連結会計年度（2020年４月１日～2021年３月31日）において、新型コロナウイルス（COVID-19）感染拡大の影響が継続する中、当社グループでは「新型コロナウイルス対策本部」を設置し、社内連絡体制の強化を図るとともに、従業員の感染リスク防止及び安全の確保に努め、様々な感染防止策を講じて事業継続に努めてまいりました。

医薬事業では、新型コロナウイルス感染拡大防止策の一環として、2020年９月１日より「オンライン服薬指導」を開始し、2021年１月20日より「薬の即日配送サービス」の試験運用を開始いたしました。また、2021年３月１日より薬局全拠点に「ＱＲコード決済・バーコード決済システム」を導入し、患者様、ご利用者様に安心してご利用いただける環境を整えてまいりました。

介護事業では、多様化する介護ニーズが増大する状況の中、介護サービスの質の向上に努めるため、人材の適正配置と教育・研修の充実による介護人材の育成・強化、及び定着化を図ってまいりました。

また、2021年４月１日の報酬改定に向けた取組みとして、サービス種類の分析等の準備も行いました。

保育事業では、首都圏を中心に、依然として子育て支援事業に対する需要は高い状況にある一方で、保育士確保が課題となっております。当社グループでは保育士等の採用に関する活動への注力により、毎年人材の安定確保を実現しております。今般のコロナ禍における対応につきましても、各自治体と連携して可能な限りサービスの提供を継続してまいりました。

この結果、売上高16,754百万円、営業利益322百万円、経常利益340百万円、親会社株主に帰属する当期純利益478百万円となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

(医薬事業)

医薬事業につきましては、当連結会計年度において花粉症の影響で来客数が増加したものの、新型コロナウイルス感染拡大の予防を目的とした外来抑制や処方日数の長期化の影響が大きく、処方箋枚数は前年同期比87.0%と大きく減少いたしました。一方、処方箋単価につきましては、長期処方の増加に加え、抗HIV薬、抗がん剤や希少疾患薬等の高額薬品の処方や、「かかりつけ薬局」としてのサービスの充実及び後発医薬品調剤体制加算の取得店舗数の増加に努めたほか、「在宅医療業務」等を推進したことにより、上昇いたしました。

この結果、売上高は8,730百万円、セグメント利益は568百万円となりました。

なお、当連結会計年度末における調剤薬局店舗数は、40店舗(前事業年度末比±0店舗)となりました。

(介護事業)

介護事業につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、感染予防の観点から一部利用者の利用の自粛等もあり、通所介護事業所を中心に利用者数は減少しました。一方、2020年7月1日付で事業継承した2事業所(グループホーム1事業所・小規模多機能居宅介護1事業所)、2020年8月1日にサービス付き高齢者向け住宅「日生オアシス東新小岩」に開設した「在宅ホスピス専用フロア(定員15名)」、訪問看護事業所(1事業所)の増加が業績に寄与いたしました。併せて、2021年3月1日付で1事業所(グループホーム)を開設いたしました。また、利益面につきましても業務効率化及びコストの適正化等に努めてまいりました。

この結果、売上高は3,237百万円、セグメント利益は149百万円となりました。

なお、当連結会計年度末における介護事業所数・施設数は、61事業所(前事業年度末比+4事業所)となりました。

（保育事業）

保育事業につきましては、2019年４月に開設した認可保育園（３園）、同時期に定員変更をした認可保育園（３園）及び、2020年４月に開設した認可保育園（３園）の園児数が順調に増加したことに加え、2020年７月１日付で子会社化した株式会社東昇商事の保育園６園（認可保育園３園・小規模認可保育園３園）が業績に寄与いたしました。

この結果、売上高は3,926百万円、セグメント利益は355百万円となりました。

なお、当連結会計年度末における運営保育園数は、30園（前事業年度末比＋７園）となりました。

また、2021年４月に認可保育園（３園）の開園、2021年３月末で認証保育園（１園）を閉園しております。これにより、当社グループの保育園すべてが認可保育園となりました。

（その他（食品事業））

食品事業につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、学校給食部門では、2020年４月及び５月の緊急事態宣言により、足立区・葛飾区の公立の小中学校が全面休校になりました。

なお、６月からは分散登校による簡易給食がスタートし、さらに夏休期間中に登校日となったことで、売上は回復基調にありましたが、累計期間において給食回数が減少したことにより売上高は減少いたしました。

一方、外出自粛や在宅勤務の普及等により、宅配食のニーズが高まったことで、当社グループがフランチャイジーとして店舗展開している銀のさら（３店舗）においては、売上が堅調に推移いたしました。

この結果、売上高は859百万円、セグメント利益は36百万円となりました。

事業の部門別売上高

区　分	当連結会計年度	
	金　額	構成比
	百万円	%
医薬事業	8,730	52.1
介護事業	3,237	19.3
保育事業	3,926	23.5
その他(食品事業)	859	5.1
合　計	16,754	100.0

(注) 1．当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、前連結会計年度の事業の部門別売上高を記載しておりません。
2．上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資については、主として、保育事業において2021年４月開園の保育園（３園）の開設に伴う設備投資、及び医薬事業において調剤薬局の出店に伴う設備投資を中心に、合計1,302百万円の設備投資を実施いたしました。

なお、有形固定資産の他、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

セグメントごとの設備投資について示すと、医薬事業に525百万円、介護事業に68百万円、保育事業に678百万円、その他（食品事業）に10百万円、全社共通として18百万円の設備投資を実施しております。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(3) 資金調達の状況

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行７行と総額2,300百万円の当座貸越契約を締結しており、当連結会計年度末における借入実行残高は1,050百万円であります。

また、当連結会計年度中に、M＆A資金及び固定資産の取得を目的に金融機関より長期借入金として700百万円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

当社グループの経営環境は「少子高齢化社会」で表現されるように、2025年には65歳以上の高齢者は全人口の約30％となり、2040年には更に約37％と増加していくことが推測されます。

また、少子化により児童数は減少していますが、共働きの子育て世代が増え東京圏に人口が集中していることから、東京圏では待機児童が発生し、政府も待機児童の解消に向けて予算を大幅に増額するなど、保育ニーズは高い状況にあります。

現在、厚生労働省は高齢化社会への対応策として「地域包括ケアシステム」を推進し、医療、介護、生活支援、高齢者住宅の整備に取り組んでおり、当社グループはこうした市場環境を活かし、「地域包括ケアシステム」の担い手として、当社グループのミッションである「少子高齢化社会の課題を解決し、地域社会を明るく元気にする」の実現に向け、当社グループの医薬、介護、保育事業の連携により、「地域包括ケアシステム」のまちづくりを推進し、事業の成長を実現する方針です。

地域包括ケアシステムの実践例として、当社グループはこれまでに、日生オアシス和光（官民協働モデル）、日生ケアヴィレッジひばりが丘（団地再生モデル）の実績があります。

また、2020年8月サービス付き高齢者向け住宅「日生オアシス東新小岩」に「在宅ホスピス専用フロア（定員15名）」を開設しました。国策に沿った複合的なサービスを一体提供することによって「地域包括ケアシステム」を実現できることは３事業を展開している当社グループの特徴であると考えております。この当社グループの特徴を活かしつつ、行政や大手デベロッパーと協力して、高い収益性を確保できる地域包括ケアシステムのさらなる開発を推進し、少子高齢化社会の課題解決をもって地域社会に貢献してまいります。

今般の新型コロナウイルス感染拡大の影響により感染予防の観点から一部利用者の利用の自粛等利用者の減少が予測されます。ただそのような環境の中で、サービス付き高齢者住宅を中心に併設サービスを展開するドミナント経営を行うことで影響を最小限度に抑えることができると考えております。

具体的には、次に記載する事項に取り組みます。

①少子高齢化社会の到来に伴う国の財政逼迫と各種政策補助の減少

少子高齢化社会の到来による高齢化率の上昇は、医療費・介護費の増大を招くため、国は医療費・介護費を抑制しています。国の財政難による調剤報酬や介護報酬引き下げは、調剤薬局と介護事業を運営する当社グループの売上の減少という形で経営に大きく影響することから、国の方針への早期対応により調剤報酬・介護報酬の各加算項目の早期取得を志向し、医薬・介護・保育事業の機能をワンストップで提供することによって、売上を伸ばす必要があるものと認識しております。また、成長コンセプトを明確にした新サービスの開発を行うことにより収益性の向上を目指します。

②待機児童の減少

少子化による待機児童の減少によって全国的に保育園の入園希望者が減少する懸念があります。当社グループは、待機児童率が高い市区町村（特に東京圏の駅前立地）を条件として計画的に認可保育園の開園を進めつつ、公立保育園の民間委託事業の受託や学童保育といった、多様な保育及び子育て支援サービス展開を模索し、挑戦してまいります。

③有資格者の確保

当社グループ事業においては、薬剤師、介護福祉士、保育士といった有資格者の確保が必要不可欠であります。新卒・中途問わず、地方における採用を強化し、各資格者の専門性を活かした事業本部別の就業体系を構築し、柔軟な勤務環境を整備することで人材の育成・強化を図ります。

④競争力の強化

ブランディングプロジェクトを継続して推進し、各事業本部のコンセプトを明確にした活動に取り組み、地域集中出店（ドミナント出店）を意識した開発を行うことにより、地域の認知度を高め、ブランド力を強化いたします。

⑤多様性のある管理者の育成

店舗及び施設管理のための管理者の育成と「働き方改革」を課題として掲げており、多様な能力・創造性の発揮を可能にする人事制度の構築と、多様な人材を管理者として登用するための管理者教育を積極的に進めてまいります。

⑥業務の効率化

労働集約型の事業、併せて多店舗展開を行っている当社グループにとって、各拠点で行う業務の効率化と本社部門で行うデータの収集・分析は収益に直結することから、業務のマニュアル化及びパターン化、さらにはＩＴ化による業務の効率化が課題と考えております。

⑦自己資本比率の向上

財務上の課題として自己資本比率の向上が必要と考えており、有利子負債を圧縮することによる総資産の軽減に取り組み、併せて戦略的投資による成長分野の収益拡大とキャッシュ・フローの充実を行い、着実な利益拡大により自己資本比率の向上を図ります。

⑧新型コロナウイルスの事業への影響

当社グループの医薬事業・介護事業・保育事業・その他（食品事業）は、こうした緊急時にも業務の継続が求められる事業であり、４事業あることで財務リスクを軽減できることを強みとしておりますが、全体への影響は少ないものの、医薬事業の処方箋枚数、介護事業の通所介護事業所や食品事業の学校給食への食材の卸売に影響が出るものと考えております。

なお、各事業本部ともに厚生労働省の基準を厳密に遵守し、衛生管理の徹底に取り組んでおります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況

区分	第34期 2018年３期	第35期 2019年３月期	第36期 2020年３月期	第37期 (当連結会計年度) 2021年３月期
売上高（百万円）	―	―	―	16,754
経常利益（百万円）	―	―	―	340
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	―	―	―	478
１株当たり当期純利益（円）	―	―	―	194.40
総資産（百万円）	―	―	―	10,069
純資産（百万円）	―	―	―	2,975
１株当たり純資産（円）	―	―	―	1,203.04

（注）当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、第36期以前の企業集団の財産および損益の状況を記載しておりません。

② 当社の財産および損益の状況

区分	第34期 2018年３期	第35期 2019年３月期	第36期 2020年３月期	第37期（当期） 2021年３月期
売上高（百万円）	16,406	16,134	16,686	16,383
経常利益（百万円）	373	221	337	313
当期純利益（百万円）	308	339	435	466
１株当たり当期純利益（円）	158.92	175.14	222.42	189.75
総資産（百万円）	8,175	8,256	8,848	9,868
純資産（百万円）	1,030	1,370	2,515	2,964
１株当たり純資産（円）	531.02	706.16	1,026.27	1,198.42

（注）2019年８月29日付で普通株式１株につき10株の割合で株式分割を行っておりますが、第34期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産を算定しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社東昇商事	10,000 千円	100.0 %	認可保育園の運営

(注) 2020年7月1日付で株式会社東昇商事の株式を取得し、子会社といたしました。

③ 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

事業	事業内容
医薬事業	調剤薬局事業（医薬品、医薬部外品、健康食品、生活関連用品等の販売）、コンビニエンスストア（調剤薬局併設型）
介護事業	介護サービス事業（通所介護、認知症対応型通所介護、訪問介護、訪問看護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、居宅介護支援、地域包括支援センター、サービス付き高齢者向け住宅、グループホーム、特定施設入居者生活介護等の運営）
保育事業	認可保育園の運営
その他（食品事業）	食材の卸売業、宅配サービス

(8) 主要な営業所および工場

名称	社名	所在地
本社	当社	東京都新宿区
医薬事業	当社	東京都（36）神奈川県（3）埼玉県（1）
介護事業	当社	東京都（31）埼玉県（21）千葉県（9）
保育事業	当社	東京都（17）神奈川県（3）千葉県（4）
	㈱東昇商事	東京都（3）神奈川県（3）
その他（食品事業）	当社	東京都（4）

(9) 従業員の状況（2021年３月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末増減比
1,056名	―名

（注）１．上記従業員数には、臨時雇用者数（パート及び登録社員）は含んでおりません。
２．当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、前連結会計年度末比増減については記載しておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末増減比	平均年齢	平均勤続年数
998名（636名）	104名増（20名増）	34.3歳	5.2年

（注）１．従業員数は就業員数であり、パート及び登録社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
２．平均年齢及び平均勤続年数については、パート及び登録社員を除いて算出しております。

(10) 主要な借入先（2021年３月31日現在）

借　　入　　先	借　　入　　額
株式会社みずほ銀行	412,470 千円
株式会社埼玉りそな銀行	388,689
株式会社三井住友銀行	377,500
株式会社三菱UFJ銀行	250,000
株式会社商工組合中央金庫	210,730
日本生命保険相互会社	200,000
株式会社横浜銀行	109,484
城北信用金庫	107,580
株式会社東日本銀行	100,000
株式会社きらぼし銀行	62,031
株式会社千葉銀行	23,500

（注）当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行７行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	2,300百万円
借入実行残高	1,050百万円
差引額	1,250百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2021年５月14日開催の取締役会で、2021年10月１日を効力発生日として、ミアヘルサホールディングス株式会社を株式移転完全親会社、当社を株式移転完全子会社とする単独株式移転を実施し、持株会社体制へ移行することを決議いたしました。

なお、2021年６月25日開催予定の当社第37期定時株主総会において、株式移転計画承認に関する議案を付議する予定であります。

2．会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　　7,760,000株

(2) 発行済株式の総数　　2,473,600株

(3) 株主数　　1,489名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社スリーユ	800,000 株	32.34 %
青木　勇	684,000	27.65
グリーンホスピタルサプライ株式会社	100,000	4.04
アルフレッサ株式会社	100,000	4.04
青木文恵	60,000	2.42
ミアヘルサ従業員持株会	55,900	2.25
門倉優里	40,000	1.61
青木友紀	40,000	1.61
上田八木短資株式会社	12,200	0.49
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	10,600	0.42

(5) その他株式に関する重要な事項

当事業年度における新株予約権の行使により、発行済株式総数が23,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ3,609千円増加しております。

3．会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名　　称		第２回新株予約権
発行決議の日		2015年１月26日
新株予約権の数		２個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式　2,000株 （新株予約権１個につき1,000株）
新株予約権の払込金額		払込みを要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		１株当たり　270円
新株予約権を行使することができる期間		2017年１月27日から 2025年１月26日まで
新株予約権の行使の条件		当社と新株予約権者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるものとします。
役員の保有状況	取締役 （社外取締役を除く）	保有者数　１名 新株予約権の数　２個 目的となる株式の数　2,000株
	社外取締役	―
	監査役	―

（注）１．2016年３月24日付で行った１株を100株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」、「役員の保有状況」における「目的となる株式の数」は調整されております。

２．2019年８月29日付で行った１株を10株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」、「新株予約権の払込金額」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」、「役員の保有状況」における「目的となる株式の数」は調整されております。

(2) 当事業年度中に職務の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

（1）取締役および監査役の氏名等

地　　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	青　木　　勇	
取締役副社長	青　木　文　恵	介護事業本部・海外事業担当 NPO法人地域包括ケアフォーラム理事長
取　締　役	青　木　　茂	経営企画本部本部長
取　締　役	佐　藤　安紀子	医薬事業本部本部長
取　締　役	関　根　秀　明	保育事業本部本部長 株式会社東昇商事代表取締役
取　締　役	齊　藤　彰　一	食品事業本部本部長
取　締　役	高　橋　雅　彦	管理本部本部長
取　締　役	河　合　輝　欣	株式会社ユー・エス・イー取締役会長 一般社団法人ASP・SaaS・AI・IoTクラウド産業協会会長
取　締　役	梅　津　興　三	
常勤監査役	足　立　正　弘	
監　査　役	遠　山　典　夫	遠山典夫税理士事務所代表
監　査　役	原　　正　雄	中島経営法律事務所パートナー

（注）1．取締役関根秀明氏は、2020年７月１日付で当社の連結子会社となった株式会社東昇商事の代表取締役に就任しております。
2．取締役河合輝欣氏及び梅津興三氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届出しております。
3．監査役遠山典夫氏及び原正雄氏は、社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届出しております。
4．監査役遠山典夫氏は、公認会計士及び税理士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5．監査役原正雄氏は、弁護士として豊富な企業法務経験をもち、内部統制を含めたガバナンスや法令遵守等に関する相当程度の知見を有しております。

（2）責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第１項の責任につき、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役及び監査役全員を被保険者として、役員等賠償責任保険（D＆O）契約を締結しております。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

(4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

（イ）決定の方法

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を内規により定めております。内規の内容の決定は、取締役会の諮問委員会である指名・報酬委員会を経て、当社取締役の報酬等の額の決定に関する方針を議論し、取締役会決定しています。

また、監査役報酬については、株主総会の決議によって決定された報酬の範囲内で、監査役の協議により決めることとしております。

（ロ）基本方針及び報酬水準

当社取締役の報酬は、短期のみならず中長期的な企業価値向上を目指した経営を動機づけるとともに、多様で優秀な人材を確保できるものとします。また、報酬水準は、同業他社及び他業種同規模他社との比較において、競争力のある水準を設定します。

（ハ）具体的方針

取締役の報酬は、業績連動報酬及び基本報酬（業績連動報酬以外の報酬）で構成されます。

・業績連動報酬は、全社及び事業セグメントの下記指標に応じて決定します。
  a 売上高対前期伸長率
  b 経常利益対前期伸長率
  c 経常利益計画達成度
  d 部門別重点目標達成度
・基本報酬は、原則として各取締役の役割及びその職責を考慮して決定します。

・当該指標を選択した理由は、対前期伸長率や事業計画の目標達成度に応じた支給倍率を設定することにより、事業セグメントの管掌取締役については事業セグメントの業績向上のインセンティブとなり、他の業務執行取締役については全社利益計画達成のインセンティブとなるためです。業績連動報酬の額の決定方法は、株主総会で決議した総額の範囲内で、個々の業務執行取締役の金額は内規に基づき算定し、指名・報酬委員会への諮問を経て、取締役会にて決定することとしております。
当事業年度の取締役の報酬について、2020年５月19日に指名・報酬委員会で審議、同委員会にて了承された内容にて2020年６月11日開催の取締役会において全会一致にて承認されております。
・取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。
・当事業年度における当該業績連動報酬に係る指標については下記のとおりです。
2021年３月期における当該業績連動報酬に係る指標

(単位：千円)

	当期実績	当期計画	前期実績	計画達成度	対前期伸長率
売上高					
全社	16,754,542	17,173,205	16,686,358	97.56%	100.41%
医薬事業	8,730,579	9,341,935	9,417,457	93.46%	92.71%
介護事業	3,237,918	3,354,473	3,204,859	96.53%	101.03%
保育事業	3,926,261	3,590,810	3,225,113	109.34%	121.74%
その他	859,782	885,985	838,928	97.04%	102.49%
経常利益					
全社	340,243	255,550	337,757	133.14%	100.74%
医薬事業	572,303	576,141	625,908	99.33%	91.44%
介護事業	151,955	128,047	145,614	118.67%	104.35%
保育事業	364,006	368,389	318,566	98.81%	114.26%
その他	39,004	27,948	19,702	139.56%	197.97%

※全社と各事業セグメントの合計額との差額は、事業セグメントに属しない全社費用であります。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2015年１月26日開催の臨時株主総会において年額250,000千円以内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は５名（うち、社外取締役０名）です。

監査役の金銭報酬の額は、2016年６月29日開催の第32期定時株主総会において年額18,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は３名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、役員報酬内規に基づき、取締役会決議により取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

④ 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額(千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる役員の員数(名)
		基本報酬	業績連動報酬	
取締役	149,110	137,550	11,560	9
（うち社外取締役）	(7,650)	(7,650)	(―)	(2)
監査役	16,710	16,710	―	3
（うち社外監査役）	(6,630)	(6,630)	(―)	(2)

(注) 1．業績連動報酬等として取締役に対して支給しております。
2．業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、上記(4)①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項に記載のとおりです。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

区　　分	氏　　名	兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
取　締　役	河　合　輝　欣	株式会社ユー・エス・イー取締役会長、一般社団法人ASP・SaaS・AI・IoTクラウド産業協会会長であります。 当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
取　締　役	梅　津　興　三	兼職先はありません。
監　査　役	遠　山　典　夫	遠山典夫税理士事務所代表であります。 当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
監　査　役	原　　正　雄	中島経営法律事務所パートナーであります。 当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　　名	取締役会 出席状況 (出席率)	監査役会 出席状況 (出席率)	主な活動状況
取締役	河　合　輝　欣	15/18回 (83.3%)	―	企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、当社の経営判断や意思決定の過程で、その知見に基づいた助言や提言を行っております。
取締役	梅　津　興　三	18/18回 (100.0%)	―	企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、当社の経営判断や意思決定の過程で、その知見に基づいた助言や提言を行っております。
監査役	遠　山　典　夫	18/18回 (100.0%)	17/17回 (100.0%)	公認会計士、税理士としての豊富な知識と経験に基づく専門的見地から必要な発言を行っております。
監査役	原　　正　雄	18/18回 (100.0%)	17/17回 (100.0%)	弁護士としての専門的見地から、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見などを行っております。

(注)　本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**3,906,484**	**流動負債**	**4,866,230**
現金及び預金	755,619	買掛金	2,172,743
売掛金	2,033,809	短期借入金	1,250,000
商品	321,963	1年内償還予定の社債	41,000
貯蔵品	9,138	1年内返済予定の長期借入金	358,252
前払費用	215,847	リース債務	38,598
未収入金	470,346	未払金	201,408
その他	101,892	未払費用	441,733
貸倒引当金	△2,133	未払法人税等	86,030
固定資産	**6,162,777**	預り金	25,910
有形固定資産	**4,420,732**	前受収益	9,842
建物	2,949,939	賞与引当金	212,904
構築物	65,062	資産除去債務	17,262
工具、器具及び備品	301,982	その他	10,544
土地	796,673	**固定負債**	**2,227,181**
リース資産	296,185	社債	106,500
建設仮勘定	10,888	長期借入金	633,732
無形固定資産	**367,503**	リース債務	366,054
借地権	204,360	長期未払金	88,786
ソフトウエア	27,908	長期預り保証金	45,697
のれん	135,159	繰延税金負債	390,494
その他	74	資産除去債務	595,916
投資その他の資産	**1,374,541**	**負債合計**	**7,093,412**
出資金	7,417	**(純資産の部)**	
従業員長期貸付金	9,414	**株主資本**	**2,975,808**
長期前払費用	104,117	**資本金**	**455,198**
差入保証金	742,601	**資本剰余金**	**358,198**
投資不動産	199,938	**利益剰余金**	**2,162,412**
その他	311,053	**その他の包括利益累計額**	**30**
		その他有価証券評価差額金	30
		新株予約権	**10**
		純資産合計	**2,975,849**
資産合計	**10,069,261**	**負債・純資産合計**	**10,069,261**

連結損益計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**16,754,542**
売上原価		**15,030,671**
売上総利益		**1,723,871**
販売費及び一般管理費		**1,401,702**
営業利益		**322,168**
営業外収益		
受取利息	191	
受取配当金	70	
賃貸収入	64,534	
保険解約返戻金	15,588	
その他	20,747	101,132
営業外費用		
支払利息	20,969	
社債利息	566	
賃貸原価	57,167	
その他	4,353	83,057
経常利益		**340,243**
特別利益		
設備等補助金収入	469,849	469,849
特別損失		
固定資産除却損	246	
減損損失	58,139	58,386
税金等調整前当期純利益		**751,705**
法人税、住民税及び事業税	134,124	
法人税等調整額	139,400	273,525
当期純利益		**478,180**
親会社株主に帰属する当期純利益		**478,180**

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**3,834,761**	**流動負債**	**4,805,128**
現金及び預金	696,972	買掛金	2,171,285
売掛金	1,952,872	短期借入金	1,250,000
商品	321,963	1年内償還予定の社債	41,000
貯蔵品	9,138	1年内返済予定の長期借入金	358,252
前払費用	206,036	リース債務	38,598
未収入金	478,409	未払金	199,584
その他	171,501	未払費用	418,893
貸倒引当金	△2,133	未払法人税等	60,977
固定資産	**6,033,434**	預り金	25,420
有形固定資産	**4,070,862**	前受収益	9,842
建物	2,607,689	賞与引当金	203,560
構築物	64,172	資産除去債務	17,262
工具、器具及び備品	295,253	その他	10,451
土地	796,673	**固定負債**	**2,098,656**
リース資産	296,185	社債	106,500
建設仮勘定	10,888	長期借入金	633,732
無形固定資産	**232,268**	リース債務	366,054
借地権	204,360	長期未払金	88,786
ソフトウエア	27,908	長期預り保証金	45,697
その他	0	繰延税金負債	298,870
投資その他の資産	**1,730,303**	資産除去債務	559,014
関係会社株式	372,750	**負債合計**	**6,903,785**
出資金	7,407	**(純資産の部)**	
従業員長期貸付金	9,414	**株主資本**	**2,964,370**
長期前払費用	99,555	**資本金**	**455,198**
差入保証金	730,184	**資本剰余金**	**358,198**
投資不動産	199,938	資本準備金	358,198
その他	311,053	**利益剰余金**	**2,150,974**
資産合計	**9,868,196**	利益準備金	5,109
		その他利益剰余金	2,145,864
		固定資産圧縮積立金	1,041,625
		繰越利益剰余金	1,104,238
		評価・換算差額等	**30**
		その他有価証券評価差額金	30
		新株予約権	**10**
		純資産合計	**2,964,411**
		負債・純資産合計	**9,868,196**

損 益 計 算 書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**16,383,911**
売上原価		**14,743,163**
売上総利益		**1,640,748**
販売費及び一般管理費		**1,332,203**
営業利益		**308,544**
営業外収益		
受取利息	410	
受取配当金	70	
賃貸収入	64,534	
その他	20,700	85,716
営業外費用		
支払利息	20,750	
社債利息	566	
賃貸原価	57,167	
その他	2,188	80,673
経常利益		**313,586**
特別利益		
設備等補助金収入	464,739	464,739
特別損失		
固定資産除却損	246	
減損損失	58,139	58,386
税引前当期純利益		**719,939**
法人税、住民税及び事業税	108,116	
法人税等調整額	145,081	253,197
当期純利益		**466,742**

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年５月24日

ミアヘルサ株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　小　出　健　治　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　鶴　　彦　太　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ミアヘルサ株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ミアヘルサ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項
　連結注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2021年５月14日開催の取締役会において、2021年10月１日を期日として、単独株式移転により純粋持株会社を設立することを決議している。
　当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年５月24日

ミアヘルサ株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　小　出　健　治　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　鶴　　彦　太　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ミアヘルサ株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項
　個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2021年５月14日開催の取締役会において、2021年10月１日を期日として、単独株式移転により純粋持株会社を設立することを決議している。
　当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年４月１日から2021年３月31日までの第37期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等との意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年５月31日

ミアヘルサ株式会社　監査役会

常勤監査役　　足　立　正　弘　㊞

社外監査役　　遠　山　典　夫　㊞

社外監査役　　原　　正　雄　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題の一つとしており、成長性を確保するため、将来の事業展開と企業体質の強化のための内部留保も考慮しつつ、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の業績を勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。これにより、中間配当金を含めました当期の株主配当金は、１株につき25円となります。

期末配当に関する事項

（１）配当財産の種類

金銭

（２）株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき金15円　総額37,104,000円

（３）剰余金の配当の効力発生日

2021年６月28日

第２号議案　株式移転計画承認の件

当社は、2021年10月１日（予定）を期日として、当社を株式移転完全子会社とする単独株式移転（以下「本株式移転」といいます。）の方法により純粋持株会社（完全親会社）である「ミアヘルサホールディングス株式会社」（以下「持株会社」といいます。）を設立することについて、本株式移転に関する株式移転計画（以下「本株式移転計画」といいます。）を作成の上、2021年５月14日開催の取締役会にて決議いたしました。

本議案は、本株式移転計画について、株主の皆さまのご承認をお願いするものであり、本株式移転を行う理由、本株式移転計画等は以下のとおりであります。

１．株式移転を行う理由及び目的その他

(1) 本株式移転の背景

当社グループの経営環境は「少子高齢化社会」で表現されるように、2025年には65歳以上の高齢者は全人口の約30％となり、2040年には更に約37％と増加していくことが推測されます。

また、少子化により児童数は減少していますが、共働きの子育て世代が増え東京圏に人口が集中していることから、東京圏では待機児童が発生し、政府も待機児童の解消に向けて予算を大幅に増額するなど、保育ニーズは高い状況にあります。

現在、厚生労働省は高齢化社会への対応策として「地域包括ケアシステム」を推進し、医療、介護、生活支援、高齢者住宅の整備に取り組んでおり、当社グループはこうした市場環境を活かし、「地域包括ケアシステム」の担い手として、当社グループのミッションである「少子高齢化社会の課題を解決し、地域社会を明るく元気にする」の実現に向け、当社グループの医薬、介護、保育事業の連携により、「地域包括ケアシステム」のまちづくりを推進し、事業の成長を実現する方針です。

このミッションを実現し、当社グループが今後も持続的な成長を続けるためには、既存事業の一層の強化と同時に、他社との提携も視野に入れた新たな事業機会の創出が必要と考えております。また、事業子会社での経営経験を通した、次世代を担うグループ経営人材の育成が必要不可欠と考えております。これらの理由から、純粋持株会社体制へ移行することにいたしました。

(2) 純粋持株会社体制への移行目的

①戦略的提携の加速と新たな事業機会創出

純粋持株会社体制へ移行することにより、M&Aを含む他社との戦略的提携や新たな事業機会創出をフレキシブルかつ迅速に実現することが可能と考えております。

②グループ経営・監督と業務執行の分離

純粋持株会社体制へ移行することにより、グループ経営・監督を純粋持株会社が担い、事業における業務執行を事業会社が担う役割分担が明確になり、ガバナンス体制の一層の強化と業務執行の迅速化・効率化の両立につながると考えております。

③グループ経営人材の育成

有用な人材については、既存事業や特定部門における経験のみならず、持株会社傘下の事業会社で経営経験を積ませることで、次世代のグループ経営人材として早期育成を図ることができ、ひいては当社グループの持続的な企業価値向上につながるものと考えております。

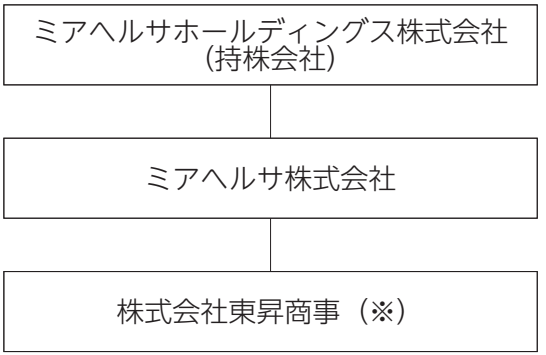
純粋持株会社への移行後、新たに設立される持株会社は、親会社として、グループ全体の経営戦略の策定及び経営資源の配分を行うとともに、各グループ会社への経営管理機能を担います。また、各グループ会社のミッションを明確化し、シナジー効果の追求によるグループ全体の経営効率の向上、グループ外取引の拡大による新たな事業機会の創出など、持続的な成長を目指してまいります。純粋持株会社体制への移行後も財務体質の強化と事業基盤の安定化を最優先とする方針です。

(3) 純粋持株会社体制への移行手順

当社は、次に示す方法により、持株会社体制へ移行を実施する予定です。

≪本株式移転による持株会社の設立≫

2021年10月１日を期日として、本株式移転により持株会社を設立することで、当社は持株会社の完全子会社となります。



※株式会社東昇商事は2022年１月１日を効力発生日として、ミアヘルサ株式会社との合併により消滅会社となります。

(4) 当社株式の上場廃止及び持株会社の新規上場

当社は、新たに設立する持株会社の株式について、東京証券取引所ＪＡＳＤＡＱ市場への新規上場（テクニカル上場）を申請する予定であり、上場日は、2021年10月１日を予定しております。また、当社は、本株式移転により持株会社の完全子会社となりますので、持株会社の上場に先立ち、当社株式は2021年９月29日に上場廃止となる予定であります。

なお、上場廃止日につきましては、東京証券取引所の規則に基づき決定されるため、変更される可能性があります。

2．株式移転計画の内容の概要

本株式移転の内容については、以下の「株式移転計画書(写)」に記載のとおりであります。

株式移転計画書(写)

ミアヘルサ株式会社（以下「甲」という。）は、単独株式移転の方法により、甲を株式移転完全子会社とする株式移転完全親会社（以下「乙」という。）を設立するための株式移転を行うにあたり、次のとおり株式移転計画（以下「本計画」 という。）を作成する。

(株式移転)

第１条　本計画の定めるところに従い、甲は、単独株式移転の方法により乙の成立の日（第８条に定義する。以下同じ。）において、甲の発行済株式の全部を乙に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うものとする。

(乙の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項)

第２条　１．乙の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は次のとおりとする。

(1) 目的

乙の目的は、別紙１の「ミアヘルサホールディングス株式会社　定款」第２条記載のとおりとする。

(2) 商号

乙の商号は、「ミアヘルサホールディングス株式会社」とし、英文では「Miahelsa Holdings Corporation」と表示する。

(3) 本店の所在地

乙の本店の所在地は、東京都新宿区とする。

(4) 発行可能株式総数

乙の発行可能株式総数は980万株とする。

２．前項に掲げるもののほか、乙の定款で定める事項は、別紙１の「ミアヘルサホールディングス株式会社　定款」に記載のとおりとする。

(乙の役員)

第３条　１．乙の設立時取締役（監査等委員である者を除く）となる者は次のとおりとする。

取締役	青木　勇
取締役	青木　文恵
取締役	青木　茂
取締役	高橋　雅彦
社外取締役	梅津　興三
社外取締役	皆川　尚史

２．乙の設立時監査等委員である取締役となる者は次のとおりとする。

取締役(監査等委員)	足立　正弘
社外取締役(監査等委員)	遠山　典夫
社外取締役(監査等委員)	原　正雄

３．乙の設立時会計監査人となる者は次のとおりとする。

有限責任 あずさ監査法人

(本株式移転に際して交付する乙の株式及びその割当て)

第４条　１．乙は、本株式移転に際して、本株式移転により乙が甲の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における甲の株主に対し、その所有する甲の普通株式に代わり、甲が基準時現在発行する普通株式の総数と同数の乙の普通株式を交付する。

２．乙は、本株式移転に際して、前項に基づき割当ての対象となる基準時における甲の株主に対し、その保有する甲の普通株式１株につき、乙の普通株式１株の割合をもって割当交付する。

(自己株式の取扱い)

第５条　甲は、本株式移転の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、甲が所有している自己株式の全部（本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含む）を、基準時の直前時をもって消却する。

(乙の設立時の資本金及び準備金)

第６条　乙の設立時における資本金、準備金は次のとおりとする。

(1) 資本金　　金300,000,000円
(2) 資本準備金　　金　　0円
(3) 利益準備金　　金　　0円
(4) 資本剰余金の額　　会社計算規則第52条第1項に定める株主資本変動額から上記(1)及び(2)の額の合計額を減じて得た額

(本株式移転に際して交付する新株予約権及びその割当て)

第７条　１．乙は、本株式移転に際し、基準時における甲の新株予約権原簿に記載又は記録された以下の表の①から④までの第１欄に掲げる甲が発行している各新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの所有する甲の各新株予約権に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の第２欄に掲げる乙の新株予約権をそれぞれ交付する。

	第１欄		第２欄	
	名称	内容	名称	内容
①	ミアヘルサ株式会社 第１回新株予約権 （株式報酬型ストックオプション）	別紙２	ミアヘルサホールディングス株式会社 第１回新株予約権 （株式報酬型ストックオプション）	別紙３
②	ミアヘルサ株式会社 第２回新株予約権 （株式報酬型ストックオプション）	別紙４	ミアヘルサホールディングス株式会社 第２回新株予約権 （株式報酬型ストックオプション）	別紙５
③	ミアヘルサ株式会社 第４回新株予約権 （株式報酬型ストックオプション）	別紙６	ミアヘルサホールディングス株式会社 第４回新株予約権 （株式報酬型ストックオプション）	別紙７
④	ミアヘルサ株式会社 第５回新株予約権 （株式報酬型ストックオプション）	別紙８	ミアヘルサホールディングス株式会社 第５回新株予約権 （株式報酬型ストックオプション）	別紙９

２．乙は、本株式移転に際し、前項に基づき割当ての対象となる基準時における甲の新株予約権者に対し、その所有する前項の表の①から④までの第１欄に掲げる甲の各新株予約権１個につき、それぞれ第２欄に掲げる新株予約権１個を割り当てる。

(乙の成立の日)

第８条　乙の設立の登記をすべき日（以下「乙の成立の日」という。）は、2021年10月１日とする。ただし、本株式移転の手続きの進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲の取締役会の決議により、これを変更することができる。

(本計画承認株主総会)

第９条　１．甲は、2021年６月25日を開催日として定時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。

２．前項に定める株主総会の日は、本株式移転の手続きの進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲の取締役会の決議により、これを変更することができる。

(株式上場、株主名簿管理人)

第10条　１．乙は、乙の成立の日において、その発行する普通株式の株式会社東京証券取引所ＪＡＳＤＡＱスタンダード市場への上場を予定する。

２．乙の株主名簿管理人は、みずほ信託銀行株式会社とする。

(株式移転条件の変更及び本株式移転の中止)

第11条　本計画の作成後乙の成立の日までに、天災地変その他の事由により、甲の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合、若しくは本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じた場合には、甲の取締役会の決議により、株式移転条件を変更し又は本株式移転を中止することができる。

(本計画の効力)

第12条　本計画は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失う。

(1) 甲の株主総会において、本計画の承認が得られない場合

(2) 本株式移転についての法令に定める関係官庁の承認等（関係官庁等に対する届出の効力の発生等を含む。）が得られなかった場合、又はかかる承認等に本株式移転の実行に重大な支障をきたす条件若しくは制約等が付された場合

2021年５月14日

東京都新宿区河田町３番10号
ミアヘルサ株式会社
代表取締役社長　青木　勇

(別紙１)

ミアヘルサホールディングス株式会社　定款

第１章　　総　　則

(商号)

第１条　当会社は、ミアヘルサホールディングス株式会社と称し、英文では Miahelsa Holdings Corporationと表示する。

(目的)

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

(1) 医薬事業、保育事業、介護事業及び食品事業の運営並びにこれらに付帯又は関連する各種事業を行う会社の株式若しくは持分を保有することにより、当該会社の事業活動を管理し、その経営の支援や指導を行うこと。

(2) 当会社が株式若しくは持分を保有する会社から、管理業務、企画・広報活動等、その業務の全部又は一部を受託すること。

(3) その他前各号に付帯又は関連する一切の適法な事業を行うこと。

(本店の所在地)

第３条　当会社は、本店を東京都新宿区に置く。

(機関)

第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

(1) 取締役会

(2) 監査等委員会

(3) 会計監査人

(公告の方法)

第５条　当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第２章　　株　　式

(発行可能株式総数)

第６条　当会社の発行可能株式総数は、9,800,000株とする。

(単元株式数)

第７条　当会社の単元株式数は、100株とする。

（単元未満株式についての権利）
第８条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
(1) 会社法第189条第２項各号に掲げる権利
(2) 会社法第166条第１項の規定による請求をする権利
(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
（自己の株式の取得）
第９条　当会社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。
（株主名簿管理人）
第10条　当会社は、株主名簿管理人を置く。
２．株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
３．当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。
（株式取扱規程）
第11条　当会社が発行する株式の種類並びに株主名簿、及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式ならびに新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章　　株　主　総　会

（招集）
第12条　定時株主総会は毎事業年度終了後３ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。
（定時株主総会の基準日）
第13条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月31日とする。
（招集権者及び議長）
第14条　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
２．取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(議決権の代理行使)

第15条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、議決権を行使することができる。

２．前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第16条　株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

２．会社法第309条第２項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

(議事録)

第17条　株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録する。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第18条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第４章　　取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条　当会社の取締役（監査等委員である者を除く。）は、10名以内とする。

２．当会社の監査等委員である取締役は、５名以内とする。

(取締役の選任)

第20条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

２．取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３．取締役の選任については累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条　取締役（監査等委員である者を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

３．任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

４．会社法第329条第３項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条　代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

２．取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役の責任免除)

第23条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

(取締役会の招集権者及び議長)

第24条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２．取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第25条　取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

２．取締役の全員の同意があるときは、前項の招集手続を省略することができる。

(取締役会の決議の方法)

第26条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)
第27条　当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。
(取締役への委任)
第28条　当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
(取締役会の議事録)
第29条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、議事録に記載又は記録し、出席した取締役が記名押印又は電子署名する。
(取締役会規程)
第30条　取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。
(取締役の報酬等)
第31条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第５章　　監査等委員会

(常勤監査等委員)
第32条　監査等委員会の決議により、常勤の監査等委員を選定することができる。
(監査等委員会の招集通知)
第33条　監査等委員会の招集通知は、常勤の監査等委員が、各監査等委員に対して、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の必要のあるときは、この期間を短縮することができる。
２．監査等委員の全員の同意があるときは、前項の招集手続を省略することができる。
(監査等委員会の決議の方法)
第34条　監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。
(監査等委員会の議事録)
第35条　監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査等委員会規程)
第36条　監査等委員会に関する事項は、法令又は定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第６章　　会計監査人

(選任方法)
第37条　会計監査人は、株主総会において選任する。
(任期)
第38条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
２．前項の株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。
(報酬等)
第39条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
(会計監査人の責任限定契約)
第40条　当会社は、会社法第427条第１項の規定に基づき会計監査人との間で同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に規定する額とする。

第７章　　計　　算

(事業年度)
第41条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までの１年とする。
(剰余金の配当の基準日)
第42条　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月31日とする。
２．前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
(中間配当)
第43条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月30日を基準日として中間配当をすることができる。
(配当の除斥期間)
第44条　配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附　則

（最初の事業年度）

第１条　当会社の最初の事業年度は、第41条の規定にかかわらず当会社設立の日から2022年３月31日までとする。

（報酬）

第２条　第31条の規定にかかわらず、当会社の設立の日から当会社の最初の定時株主総会の時までの期間の当会社の取締役の報酬等の額は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 監査等委員でない取締役に対する報酬等
報酬等の総額は、年額250百万円以内とする。

(2) 監査等委員である取締役に対する報酬等
報酬等の総額は、年額25百万円以内とする。

（附則の削除）

第３条　本附則は、当会社の最初の定時株主総会終結の時をもって削除されるものとする。

以 上

3．会社法施行規則第206条各号に掲げる事項の内容の概要

(1) 株式移転の対価の相当性に関する事項

①対価の総数及び割当に関する事項

イ．株式移転比率

株式移転により持株会社が当社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時における当社の株主の皆様に対し、その保有する当社の普通株式1株につき設立する持株会社の普通株式1株を割当て交付いたします。

ロ．単元株式数

持株会社は単元株制度を採用し、1単元の株式数を100株といたします。

ハ．株式移転比率の算定根拠

本株式移転は、当社単独による株式移転によって完全親会社１社を設立するものであり、株式移転時の当社の株主構成と持株会社の株主構成に変化がないことから、株主の皆様に不利益を与えないことを第一義として、株主の皆様が所有する当社普通株式１株に対して持株会社の普通株式1株を割り当てることといたしました。

二．第三者機関による算定結果、算定方法及び算定根拠

上記ハ．のとおり、本株式移転は当社単独による株式移転でありますので、第三者機関による算定は行いません。

ホ．本株式移転により交付する新株式数（予定）

普通株式　2,473,600株

ヘ．株式移転に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社が発行している新株予約権については、完全親会社は、当社新株予約権の新株予約権者に対し、その有する当社新株予約権に代えて同等の持株会社新株予約権を交付し、割り当てる方針です。なお、当社は新株予約権付社債を発行しておりませんので、該当事項はありません。

ト．株式移転交付金

株式移転交付金の支払いは行いません。

②資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

持株会社の資本金の額及び準備金の額については、法令の範囲内で定めており、持株会社の目的、規模並びに資本政策等に照らして相当であると判断しております。

(2) 当社の最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

4．持株会社の監査等委員でない取締役となる者に関する事項

持株会社の監査等委員でない取締役となる候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	(1) 所有する当社株式数 (2) 割り当てられる持株会社株式の数
青木　勇 (あおき　いさむ) (1946年3月21日生)	1968年４月　㈱給食普及会（現ミアヘルサ㈱）設立 1984年９月　㈱日本生科学研究所（現ミアヘルサ㈱）設立、代表取締役就任（現任） 2010年11月　NPO法人地域包括ケアフォーラム理事長	(1)　684,000株 (2)　684,000株
【取締役候補者とした理由】 1968年のミアヘルサ㈱創業以来、豊富な経験、幅広い見識、及び強いリーダーシップをもって、会社の成長に大きく手腕を発揮しています。企業価値の向上を強力に推進するために不可欠な人材であるため、持株会社の取締役候補者といたしました。		
青木文恵 (あおき　ふみえ) (1952年2月7日生)	1975年９月　㈱給食普及会（現ミアヘルサ㈱）入社 1991年５月　同社監査役 1999年９月　㈱日本生科学研究所（現ミアヘルサ㈱）介護事業部部長 2000年１月　同社取締役介護事業部部長 2001年５月　㈱給食普及会（現ミアヘルサ㈱）取締役 2009年４月　同社取締役副社長（現任） 2014年４月　同社管理本部本部長 2015年４月　同社経営戦略本部本部長 2017年５月　同社介護事業本部・海外事業担当（現任） 2018年６月　NPO法人地域包括ケアフォーラム理事長（現任） 〔ミアヘルサ㈱における担当〕 介護事業本部、海外事業担当 〔重要な兼職の状況〕 NPO法人地域包括ケアフォーラム理事長	(1)　60,000株 (2)　60,000株
【取締役候補者とした理由】 2000年のミアヘルサ㈱取締役就任以来、長年にわたりミアヘルサ㈱の経営を担っており、企業価値の向上に貢献しています。その豊富な経験と業界知識を活かしてミアヘルサ㈱の重要な業務執行の決定及び取締役の職務遂行の監督に十分な役割を果たしていることから、持株会社の取締役候補者といたしました。		

氏　　名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	(1) 所有する当社株式数 (2) 割り当てられる持株会社株式の数
青木　茂 (あおき　しげる) (1953年11月18日生)	1976年４月　日本國民食㈱（現㈱ニッコクトラスト）入社 1976年９月　㈱給食普及会（現ミアヘルサ㈱）入社 1981年４月　同社専務取締役 1990年７月　日本ビジョンコンサルティング㈱（現日本ビジョン㈱）設立、代表取締役 2014年４月　㈱日本生科学研究所（現ミアヘルサ㈱）経営戦略本部本部長 2014年６月　同社取締役経営戦略本部本部長（2014年10月取締役退任） 2017年４月　同社保育事業本部本部長 2017年５月　同社経営企画本部本部長 2017年６月　同社取締役経営企画本部本部長（現任）	(1)　3,000株 (2)　3,000株
【取締役候補者とした理由】 ミアヘルサ㈱経営企画本部本部長として、豊富な経験、幅広い見識及び強いリーダーシップをもって、ミアヘルサ㈱の事業拡大及び経営全般に貢献しています。持株会社における経営戦略の策定・推進に適切な人材であると判断したため、持株会社の取締役候補者といたしました。		
高橋　雅彦 (たかはし　まさひこ) (1957年１月29日生)	1980年４月　松下電器産業㈱（現パナソニック㈱）入社 2005年１月　同社神奈川支店長 2009年10月　同社本社リスクマネジメント室長 2013年１月　同社東京秘書室長 2015年２月　㈱日本生科学研究所（現ミアヘルサ㈱）へ出向、管理本部総務部長 2016年６月　同社管理本部本部長 2016年11月　同社取締役管理本部本部長（現任）	(1)　1,000株 (2)　1,000株
【取締役候補者とした理由】 ミアヘルサ㈱管理本部本部長として、卓越した実行力を発揮し全社的なコンプライアンス体制の構築に大きく貢献しています。持株会社における企業価値の向上するために適切な人材と判断したため、持株会社の取締役候補者といたしました。		

氏　　名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	(1) 所有する当社株式数 (2) 割り当てられる持株会社株式の数
梅津興三 (うめづこうぞう) (1940年4月30日生)	1965年 4 月　㈱日本興業銀行（現㈱みずほフィナンシャルグループ）入行 1996年 2 月　同社常務取締役 1996年 6 月　興銀NWアセットマネジメント㈱（現アセットマネジメントOne㈱）代表取締役社長 2008年 6 月　エヌユー知財フィナンシャルサービス㈱　代表取締役会長 2015年 6 月　㈱日本生科学研究所（現ミアヘルサ㈱）顧問 2016年 6 月　同社社外取締役（現任）	(1)　1,000株 (2)　1,000株
【社外取締役候補者とした理由】 企業経営者として企業経営に関する高い知見を有しております。この経験を活かすとともに、独立した立場から、持株会社の企業価値向上に向けた経営の監督及び支援を期待し、持株会社の社外取締役候補者といたしました。		
皆川尚史 (みながわたかし) (1952年6月16日生)	1976年 4 月　厚生省（現厚生労働省）入省 2005年 8 月　社会保険センター　センター長 2007年 8 月　独立行政法人国立病院機構理事 2011年10月　企業年金連合会専務理事 CIO 2013年 4 月　日本保険薬局協会専務理事 2016年 6 月　㈱JPホールディングス社外取締役	(1)　2,000株 (2)　2,000株
【社外取締役候補者とした理由】 厚生労働省等の持株会社の事業領域における専門的な知識を有するとともに、複数の企業において理事等を歴任し、企業経営の経験も有しております。それらの経験を活かした、社外取締役としての企業価値向上に向けた経営の監督及び支援を期待し、持株会社の社外取締役候補者といたしました。		

(注) 1．所有する当社株式数は、2021年３月31日現在の所有状況を記載しております。持株会社の株式は、持株会社が当社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時における所有状況につき、株式移転比率をもって割り当てられます。

2．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。また、持株会社との間に特別の利害関係が生じる予定もありません。

3．梅津興三氏及び皆川尚史氏は社外取締役候補者であります。

4．梅津興三氏は現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって５年となります。

5．当社は、梅津興三氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合、引き続き同氏を独立役員として届け出る予定であります。また、皆川尚史氏の選任が承認された場合、同氏を同取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。持株会社が設立され、両氏が同社の社外取締役に就任される場合には、改めて両氏を独立役員である社外取締役として同取引所に届け出る予定であります。
6．当社は、梅津興三氏との間で会社法第423条第１項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第１項の最低限度額としております。同氏の再任が承認された場合、同契約を継続する予定であります。また、皆川尚史氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。持株会社が設立され、両氏が同社の社外取締役に就任される場合には、当社は両氏との間で同様の契約を継続する予定であります。
7．持株会社が設立された場合には、同社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる職務の遂行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

5．持株会社の監査等委員である取締役となる者に関する事項

持株会社の監査等委員である取締役となる候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	(1) 所有する当社株式数 (2) 割り当てられる持株会社株式の数
足立 正弘 (1956年1月16日生)	1979年 4 月　㈱給食普及会（現ミアヘルサ㈱）入社 1991年 5 月　同社取締役 1992年10月　㈱日本生科学研究所（現ミアヘルサ㈱）取締役 2001年 5 月　㈱給食普及会（現ミアヘルサ㈱）常務取締役 2004年 6 月　同社取締役退任 2006年 6 月　同社取締役 2015年 6 月　同社常勤監査役（現任）	(1)　5,000株 (2)　5,000株
【取締役候補者とした理由】 ミアヘルサ㈱における豊富な業務経験・経営経験を有しているほか、常勤監査役として、ミアヘルサ㈱のガバナンス強化に貢献しております。こうした経験や知見から、持株会社の監査等委員として経営監督機能を適切に担うことができるものと判断し、監査等委員である取締役候補者といたしました。		
遠山 典夫 (1964年3月23日生)	1987年10月　太田昭和監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所 1995年 1 月　遠山公人税理士事務所入所 2010年 8 月　遠山典夫税理士事務所開所、代表（現任） 2016年 4 月　㈱日本生科学研究所（現ミアヘルサ㈱）監査役（現任）	(1)　0株 (2)　0株
【社外取締役候補者とした理由】 公認会計士、税理士であり、財務・会計及び監査に関する充分な知見を有していることから、持株会社の監査等委員として経営監督機能を適切に担うことができるものと判断し、監査等委員である取締役候補者といたしました。		
原　正雄 (1973年11月30日生)	2001年10月　中島経営法律事務所入所 2006年 4 月　同事務所パートナー（現任） 2018年 6 月　㈱日本生科学研究所（現ミアヘルサ㈱）監査役（現任）	(1)　0株 (2)　0株
【社外取締役候補者とした理由】 弁護士であり、企業法務に精通し、専門家として充分な知見を有していることから、持株会社の監査等委員として経営監督機能を適切に担うことができるものと判断し、監査等委員である取締役候補者といたしました。		

(注) 1．所有する当社株式数は、2021年３月31日現在の所有状況を記載しております。持株会社の株式は、持株会社が当社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時における所有状況につき、株式移転比率をもって割り当てられます。

2．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。また、持株会社との間に特別の利害関係が生じる予定もありません。
3．遠山典夫氏及び原正雄氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。
4．遠山典夫氏は現在当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって５年となります。
5．原正雄氏は現在当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって３年となります。
6．当社は、遠山典夫氏及び原正雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。持株会社が設立され、両氏が同社の社外取締役に就任される場合には、改めて両氏を独立役員である社外取締役として同取引所に届け出る予定であります。
7．当社は、遠山典夫氏及び原正雄氏との間で会社法第423条第１項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第１項の最低限度額としております。持株会社が設立され、両氏が同社の社外取締役に就任される場合には、当社は両氏との間で同様の契約を継続する予定であります。
8．持株会社が設立された場合には、同社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる職務の遂行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

6．持株会社の会計監査人となる者に関する事項

持株会社の会計監査人となる者は、次のとおりであります。

名　　称	有限責任 あずさ監査法人	
事　務　所	主たる事務所	東京都新宿区津久戸町１番２号
	従たる事務所	札幌事務所、仙台事務所、北陸事務所、北関東事務所、横浜事務所、名古屋事務所、京都事務所、大阪事務所、神戸事務所、広島事務所、福岡事務所
沿　　革	1969年７月	監査法人朝日会計社設立
	1985年７月	監査法人朝日新和会計社設立
	1983年10月	井上斎藤英和監査法人(1978年４月５日設立)と合併し、名称を朝日監査法人とする。
	2004年１月	あずさ監査法人(2003年２月26日設立)と合併し、名称をあずさ監査法人とする。
	2010年７月	有限責任監査法人へ移行し、名称を有限責任 あずさ監査法人とする。
概　　要 (2021年３月現在)	資本金	3,000百万円
	構成人員	
	公認会計士	3,102名(代表社員28名、社員511名)
	会計士試験合格者等	988名
	監査補助職員	1,219名(特定社員34名、うち代表社員１名)
	その他職員	746名
	合計	6,055名
	クライアント数	
	監査証明業務	3,663社

（注）有限責任 あずさ監査法人を持株会社の会計監査人候補とした理由は、当社自身の監査に関する妥当性に加え、同監査法人の規模、経験等の職務遂行能力及び独立性、内部管理体制等を総合的に勘案した結果、適任と判断したためであります。

第３号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第２条（目的）につきまして、事業目的の追加及び変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　　更　　案
（目　的）	（目　的）
第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	第２条　（現行どおり）
１．	１．
｝　（条文省略）	｝　（現行どおり）
９．	９．
（新　設）	10. 老人福祉法に基づく有料老人ホーム事業
10.	11.
｝　（条文省略）	｝　（現行どおり）
11.	12.
12. 介護保険法適用外での居宅介護サービス事業	13. 介護保険法適用外の自費サービス事業
13.	14.
｝　（条文省略）	｝　（現行どおり）
27.	28.
（新　設）	29. 児童福祉法に規定する地域子育て支援拠点事業
28.	30.
｝　（条文省略）	｝　（現行どおり）
37.	39.

第４号議案　取締役８名選任の件

取締役全員（９名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役２名を含む下記の取締役８名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。なお、本候補者の選定に先立ち、当社取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会から、各候補者が同委員会の取締役選定基準に合致している旨、答申を受けております。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	青木（あおき）　勇（いさむ） （1946年３月21日生）	1968年４月　㈱給食普及会（現当社）設立 1984年９月　当社設立、代表取締役就任（現任） 2010年11月　NPO法人地域包括ケアフォーラム理事長	684,000株
	【取締役候補者とした理由】 1968年の創業以来、豊富な経験、幅広い見識、及び強いリーダーシップをもって、会社の成長に大きく手腕を発揮しています。企業価値の更なる向上を強力に推進するために不可欠な人材であるため、引き続き取締役候補者といたしました。		
2	青木（あおき）　文恵（ふみえ） （1952年２月７日生）	1975年９月　㈱給食普及会（現当社）入社 1991年５月　同社監査役 1999年９月　当社介護事業部部長 2000年１月　当社取締役介護事業部部長 2001年５月　㈱給食普及会（現当社）取締役 2009年４月　当社取締役副社長（現任） 2014年４月　当社管理本部本部長 2015年４月　当社経営戦略本部本部長 2017年５月　当社介護事業本部・海外事業担当（現任） 2018年６月　NPO法人地域包括ケアフォーラム理事長（現任） 〔当社における担当〕 介護事業本部、海外事業担当 〔重要な兼職の状況〕 NPO法人地域包括ケアフォーラム理事長	60,000株
	【取締役候補者とした理由】 2000年の取締役就任以来、長年にわたり当社の経営を担っており、企業価値の向上に貢献しています。その豊富な経験と業界知識を活かして当社の重要な業務執行の決定及び取締役の職務遂行の監督に十分な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	青木（あおき） 茂（しげる） （1953年11月18日生）	1976年４月　日本國民食㈱（現㈱ニッコクトラスト）入社 1976年９月　㈱給食普及会（現当社）入社 1981年４月　同社専務取締役 1990年７月　日本ビジョンコンサルティング㈱（現日本ビジョン㈱）設立、代表取締役 2014年４月　当社経営戦略本部本部長 2014年６月　当社取締役経営戦略本部本部長（2014年10月取締役退任） 2017年４月　当社保育事業本部本部長 2017年５月　当社経営企画本部本部長 2017年６月　当社取締役経営企画本部本部長（現任）	3,000株
	【取締役候補者とした理由】 経営企画本部本部長として、豊富な経験、幅広い見識及び強いリーダーシップをもって、当社の事業拡大及び経営全般に貢献しています。当社における経営戦略の策定・推進に適切な人材であると判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。		
4	関根（せきね） 秀明（ひであき） （1974年４月３日生）	2002年７月　当社入社 2012年４月　当社介護事業部部長 2014年４月　当社介護事業本部本部長 2014年６月　当社取締役介護事業本部本部長 2017年５月　当社取締役保育事業本部本部長（現任） 〔重要な兼職の状況〕 株式会社東昇商事代表取締役	3,000株
	【取締役候補者とした理由】 保育事業本部本部長として、豊富な経験、幅広い見識及び強いリーダーシップをもって、保育事業の拡大及び経営全般に貢献しています。子会社の代表取締役も兼務しており、当社の成長戦略の推進に適切な人材であると判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。		
5	齊藤（さいとう） 彰一（しょういち） （1957年12月４日生）	1980年９月　㈱給食普及会（現当社）入社 1995年10月　当社へ出向 2004年４月　当社へ転籍、管理本部長 2004年６月　当社取締役管理本部本部長 2012年11月　当社取締役保育事業本部本部長 2017年４月　当社取締役食品事業本部本部長（現任）	2,000株
	【取締役候補者とした理由】 食品事業本部本部長として、豊富な経験、幅広い見識及び強いリーダーシップをもって、食品事業の拡大及び経営全般に貢献しています。当社の成長戦略の推進に適切な人材であると判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6	高橋 雅彦 （1957年1月29日生）	1980年４月　松下電器産業㈱（現パナソニック㈱）入社 2005年１月　同社神奈川支店長 2009年10月　同社本社リスクマネジメント室長 2013年１月　同社東京秘書室長 2015年２月　当社へ出向、管理本部総務部長 2016年６月　当社管理本部本部長 2016年11月　当社取締役管理本部本部長（現任）	1,000株
	【取締役候補者とした理由】 管理本部本部長として、卓越した実行力を発揮し全社的なコンプライアンス体制の構築に大きく貢献しています。当社における企業価値の更なる向上するために適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。		
7	梅津 興三 （1940年４月30日生）	1965年４月　㈱日本興業銀行（現㈱みずほフィナンシャルグループ）入行 1996年２月　同社常務取締役 1996年６月　興銀NWアセットマネジメント㈱（現アセットマネジメントOne㈱）代表取締役社長 2008年６月　エヌユー知財フィナンシャルサービス㈱　代表取締役会長 2015年６月　当社顧問 2016年６月　当社社外取締役（現任）	1,000株
	【社外取締役候補者とした理由】 企業経営者として企業経営に関する高い知見を有しております。この経験を活かすとともに、独立した立場から、当社の企業価値向上に向けた経営の監督及び支援を期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。		
8	新任 皆川 尚史 （1952年６月16日生）	1976年４月　厚生省（現厚生労働省）入省 2005年８月　社会保険センター　センター長 2007年８月　独立行政法人国立病院機構理事 2011年10月　企業年金連合会専務理事 CIO 2013年４月　日本保険薬局協会専務理事 2016年６月　㈱JPホールディングス社外取締役	2,000株
	【社外取締役候補者とした理由】 厚生労働省等の当社の事業領域における専門的な知識を有するとともに、複数の企業において理事等を歴任し、企業経営の経験も有しております。それらの経験を活かした、社外取締役としての企業価値向上に向けた経営の監督及び支援を期待し、社外取締役候補者といたしました。		

（注）１．各候補者と当社との間の特別の利害関係について

(1) 関根秀明氏は、当社の子会社である株式会社東昇商事の代表取締役を兼務しており、当社は同社に対して資金の貸付等の取引関係があります。

(2) その他の各候補者と当社との間には、いずれも特別の取引関係はありません。

2．当社は、梅津興三氏との間で会社法第423条第１項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第１項の最低限度額としております。同氏の再任が承認された場合、同契約を継続する予定であります。また、皆川尚史氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
3．梅津興三氏及び皆川尚史氏は社外取締役候補者であります。
4．梅津興三氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合、引き続き同氏を独立役員として届け出る予定であります。また、皆川尚史氏の選任が承認された場合、同氏を同取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
5．梅津興三氏及び皆川尚史氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者または役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者または役員であったこともありません。
6．梅津興三氏の当社社外取締役就任期間は本総会の終結の時をもって５年となります。
7．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる職務の遂行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

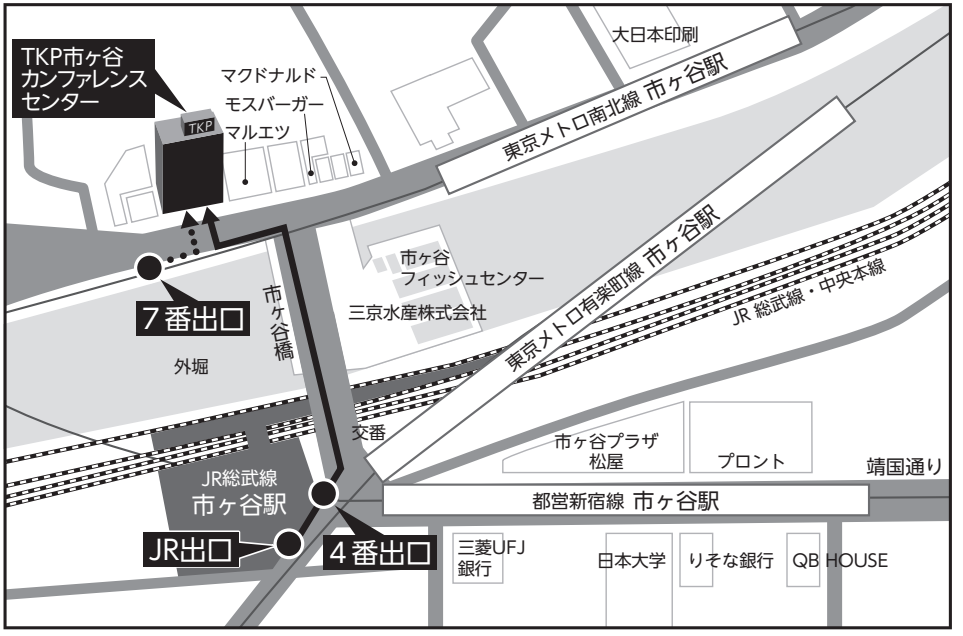
以　上

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

会場　**ＴＫＰ市ヶ谷カンファレンスセンター　９階「バンケットホール９Ａ」**
東京都新宿区市谷八幡町８番地　ＴＫＰ市ヶ谷ビル　　TEL 03（5227）6911

交通機関
東京メトロ｜有楽町線・南北線「市ヶ谷駅」　｜７番出口から徒歩１分
都営地下鉄｜新宿線「市ヶ谷駅」　｜４番出口から徒歩２分
Ｊ　Ｒ　線｜「市ヶ谷駅」から徒歩２分



※　ご来場には公共交通機関をご利用ください。

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C022915

VEGETABLE OIL INK

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。